

様式例（法第10条第1項関係）

令和8年度 活動予算書
法人成立の日から令和9年3月31日まで
(法人設立の日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 岩松町並みガイドの会

科 目		金 額 (単位：円)		
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員受取会費	3000*10	30,000		
賛助会員受取会費	500*20	10,000		
			40,000	
2 受取寄附金				
受取寄附金		2,000		
			2,000	
3 受取助成金等				
受取地方公共団体補助金		120,000		
受取助成金(地域づくり協議会)		40,000		
			160,000	
4 事業収益				
観光ガイド事業収益		20,000		
			20,000	
経常収益計				222,000
II 経常費用				
1 事業費				
(1)人件費				
人件費計		0		
(2)その他経費				
会議費		5,000		
旅費交通費		30,000		
支払謝礼金		20,000		
支払手数料		10,000		
印刷製本費		40,000		
被服費		60,000		
消耗品費(案内板材料・塗料代等)		40,000		
その他経費計		205,000		
事業費計			205,000	

2	管理費			
	(1)人件費			
	人件費計	0		
	(2)その他経費			
	会議費	2,000		
	消耗品費	10,000		
	その他経費計	12,000		
	管理費計		12,000	
	経常費用計			217,000
	当期経常増減額			5,000
Ⅲ	経常外収益			
	経常外収益計			0
Ⅳ	経常外費用			
1	過年度損益修正損			
	経常外費用計			0
	当期正味財産増減額			5,000
	設立時正味財産額			
	次期繰越正味財産額			5,000

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。
- 5 特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 2部作成する。

様式例（法第10条第1項関係）

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人 岩松町並みガイドの会

科 目		金 額 (単位：円)		
I	経常収益			
1	受取会費			
	正会員受取会費 3000*11	33,000		
	賛助会員受取会費 500*24	12,000		
			45,000	
2	受取寄附金			
	受取寄附金	5,000		
			5,000	
3	受取助成金等			
	受取地方公共団体補助金	100,000		
	受取助成金(地域づくり協議会)	40,000		
			140,000	
4	事業収益			
	観光ガイド事業収益	30,000		
			30,000	
	経常収益計			220,000
II	経常費用			
1	事業費			
	(1)人件費			
	人件費計	0		
	(2)その他経費			
	会議費	5,000		
	旅費交通費	100,000		
	支払謝礼金	20,000		
	支払手数料	15,000		
	印刷製本費	40,000		
	消耗品費	10,000		
	その他経費計	190,000		
	事業費計		190,000	

2	管理費			
	(1)人件費			
	人件費計	0		
	(2)その他経費			
	会議費	2,000		
	消耗品費	10,000		
	その他経費計	12,000		
	管理費計		12,000	
	経常費用計			202,000
	当期経常増減額			18,000
III	経常外収益			
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
1	過年度損益修正損			
	経常外費用計			0
	当期正味財産増減額			18,000
	前期繰越正味財産額	5,000		5,000
	次期繰越正味財産額			23,000

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。
- 5 特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 2部作成する。